

社会福祉法人一粒会坂梨ホーム 後援会規約

(名 称・所在地)

第1条 本会は、社会福祉法人一粒会坂梨ホーム後援会「坂の下の猫好き」(以下「後援会」といいます)と称します。主たる事務所を千葉県市川市に置きます。

(目 的)

第2条 この後援会は、社会福祉法人一粒会坂梨ホーム(以下「坂梨ホーム」といいます)が行う事業を後援し、社会福祉の発展に寄与することを目的とします。

(事 業)

第3条 この後援会は、次の事業を行います。

- (1) 後援会の会員を募り、会費を徴収して、後援するための財源を確保します。
- (2) 坂梨ホームの諸事業に必要な資金の積立、運営への助成を行います。
- (3) 後援会の活動と坂梨ホームが行う事業の概況を周知するため、後援会の会報を年1回以上発行します。

(会 員)

第4条 この後援会の会員は、後援会の目的に賛同する個人会員および法人・団体会員で構成し、入会申込書の提出ならびに定められた会費の納入をもって、その年度の会員とします。

(会 費)

第5条 会費は、次のとおりとします。

- (1) 個人会員 年間 1口(2,000円)以上
- (2) 法人・団体会員 年間 1口(10,000円)以上

(総 会)

第6条 後援会の意思決定の機関として、年1回総会をおこないます。総会は下記の機能を持ちます。

- (1) 後援会の事業活動の計画及び総括の決定、承認
- (2) 後援会の予算、決算の承認
- (3) 後援会の運営に関する事項の審議、議決
- (4) 役員を選出
- (5) 本規約の決定、改廃
- (6) その他、後援会の活動に必要と思われることの審議、議決

(幹事会)

第7条 後援会の活動を円滑に機能させるために、幹事会を設けます。幹事会は、総会から次の総会まで後援会の活動について責任を負います。後援会の活動に支障をきたす事態が生じた場合は、幹事会の決定をもって総会に替えることができます。幹事会は役員によって構成され、役員を招集をもって開催します。

(役 員)

第8条 後援会に次の役員をおきます。ただし、副会長は必要な場合のみ置くこととします。また、幹事長が会計を兼任することを許可します。役員は総会で選任し、任期は1年間とします。ただし、再選をさまたげないものとします。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 幹事長
- (4) 会計

(会 計)

第6条 この後援会の会計は、次によります。

- (1) 後援会の活動に必要な財源は、会費収入によりまかないます。
- (2) 後援会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとします。
- (3) 事業及び会計報告については、会報により行います。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日 に制定し、即日施行します。